

愛媛県立松山北（中島分校）高等学校

学校いじめ防止基本方針

平成30年1月

学校いじめ防止基本方針

愛媛県立松山北（中島分校）高等学校

1 はじめに

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、児童生徒に関わる最重要課題の一つである。

本校は、美しい自然環境と温かい地域住民、素直で思いやりのある生徒に恵まれた学校である。しかし、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」との認識を持ち、学校がすべての生徒にとって安心できる居場所となるよう、万全の指導体制を構築しなければならない。

以上の前提に立ち、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、本校のいじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義といじめの理解

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを行う。（「いじめ防止対策推進法」平成25年9月施行による定義）

(2) いじめの理解

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈される（例えばいじめられても本人がそれを否定しているなど）ことがないよう努めることが必要である。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ・ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わない。

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 行為の対象となる生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えばインターネット上で悪口を書かれているが当該生徒が知らずにいる場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。
- ・ 教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当する事例は学校いじめ対策委員会で情報共有する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような重大事態については、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成することが必要である。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応・指導計画

- (1) 日常の指導体制（別紙1）
- (2) 緊急時の組織的対応（別紙2）
- (3) いじめ対策年間指導計画（別紙3）

4 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

加えて、愛媛県や地域との連携を図りつつ、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援し、あらゆる活動を通して生徒の自己有用感を高め、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、特別な支援を要する生徒への配慮はもとより、教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

年度最初にいじめ発見のチェックポイント〔教職員用資料〕(別紙4)を周知し、随時確認しながら教育活動を行う。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

また、保護者との連携を密にし、学校や家庭で見られる生徒の変化等について、互いに情報を共有する。場合によっては、いじめ発見のチェックポイント〔家庭用資料〕(別紙5)を活用して確認を促す。

さらに、特別な支援を要する生徒については、自分から訴えられなかったりすることもあるため、普段から教職員間の連携を密にし、情報を共有する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格形成を旨として、教育的配慮の上、毅然とした態度で対応する。

また、関係機関と連携し、教育委員会への連絡・相談を迅速に行い、警察や児童相談所等と一体的な対応を取ることができるようにする。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるが、これらの要件が満たされていても、必要に応じて判断は要する。

① いじめ行為が止んでいる状態が相当の期間(3カ月目安)継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

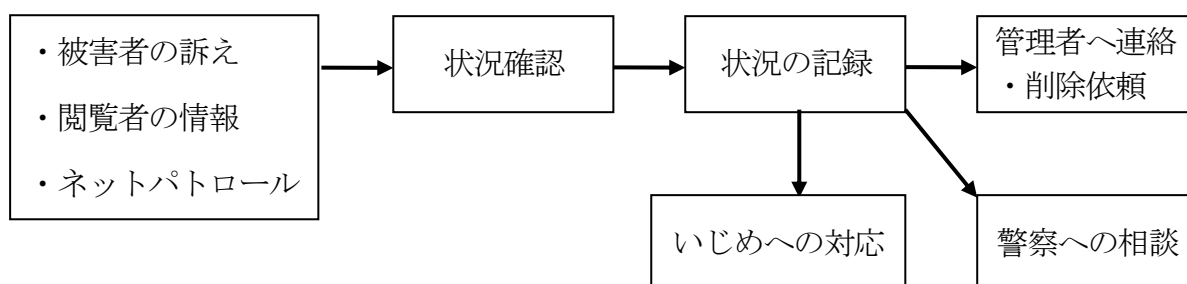
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがあり、犯罪行為である。近年、被害を受ける事例が多く、被害が見えにくい場合が多いことから、重点的な対策が必要である。

(2) ネットいじめの予防

学校における防犯講話、教科「社会と情報」を中心とした情報モラル教育の充実、人権委員会を中心とした生徒の自主的な活動等を継続的に実施する。

また、保護者への啓発を行い、フィルタリングや見守り等について協力を求める

(3) ネットいじめへの対処



6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合

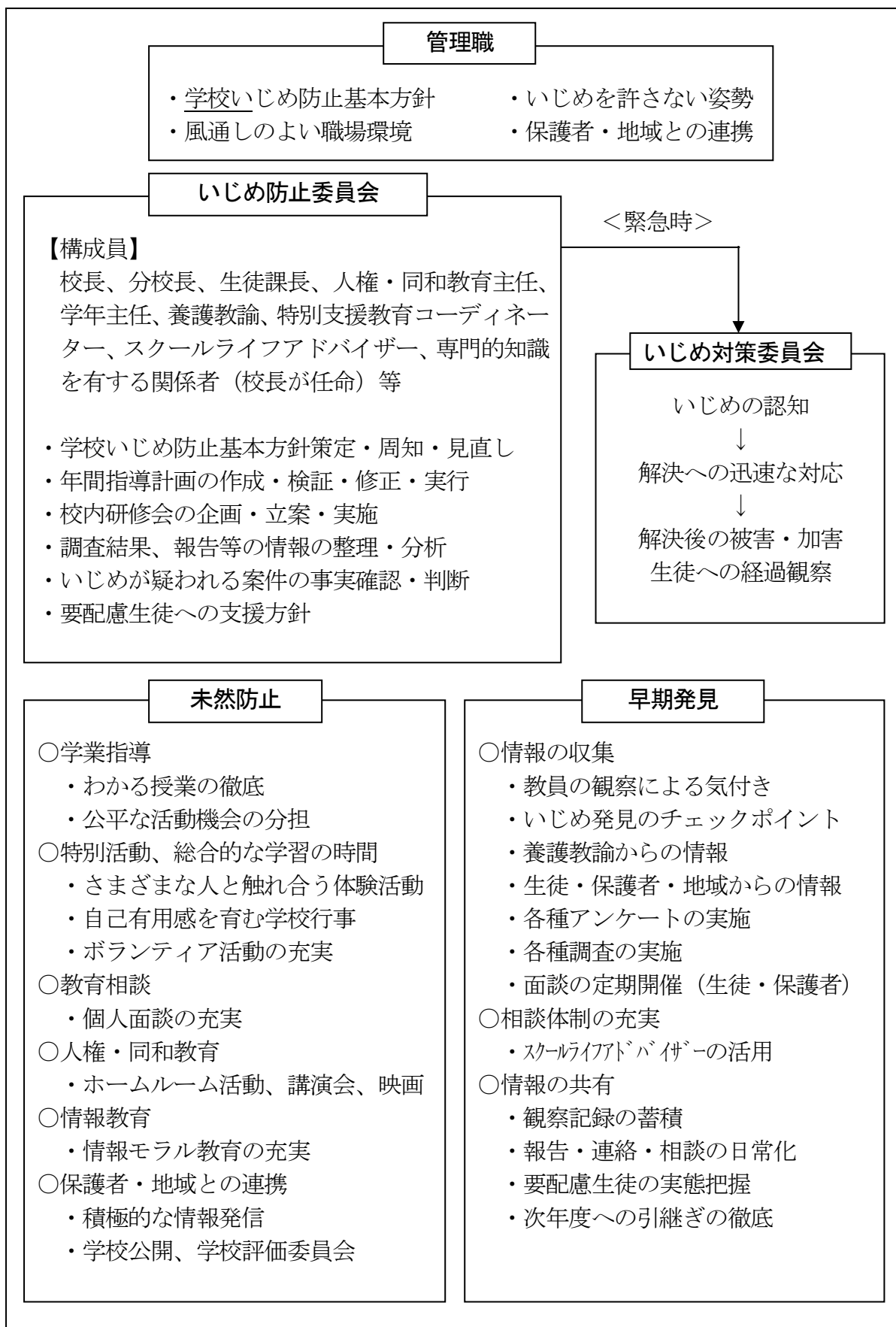
イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

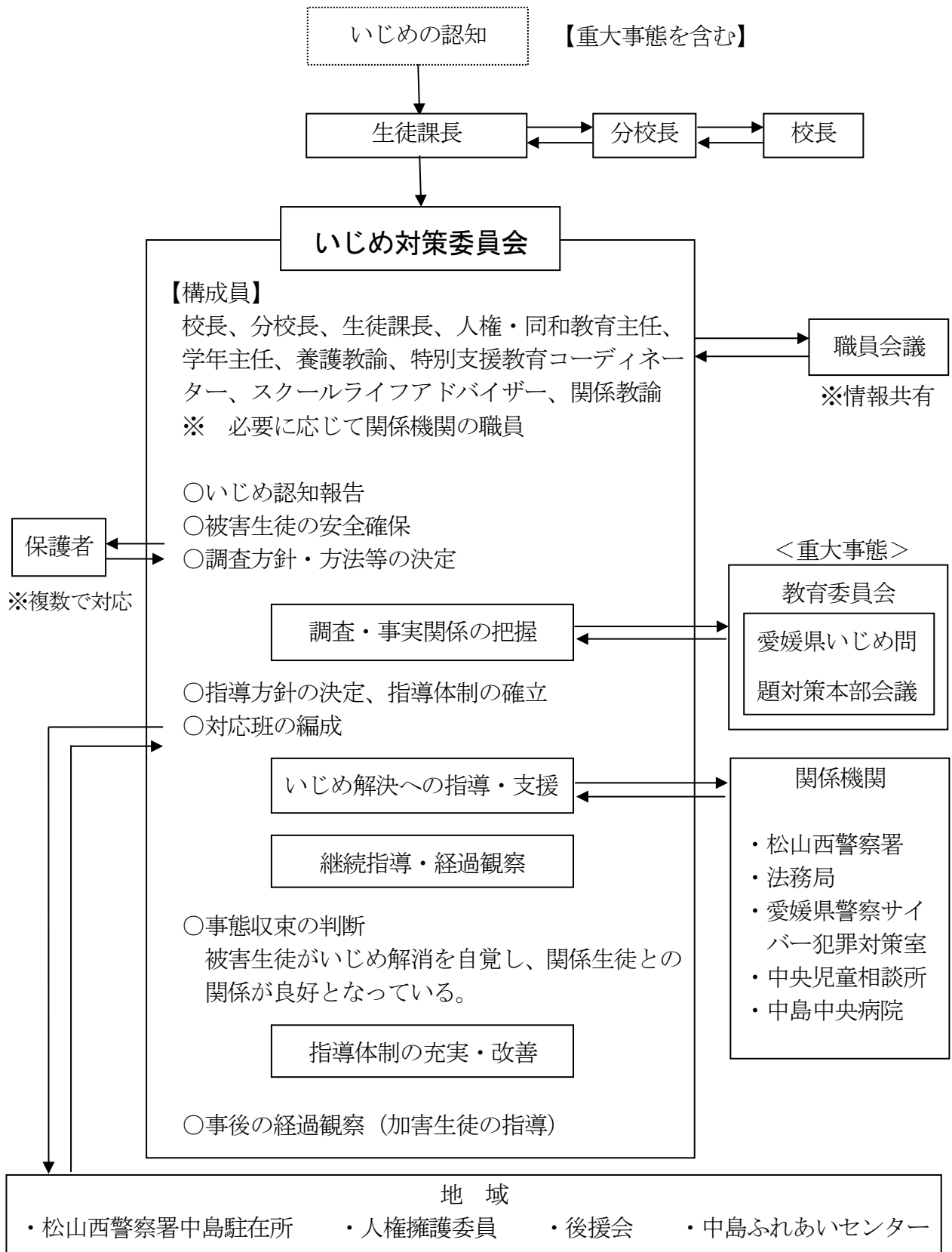
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



平成30年度 いじめ対策年間指導計画

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・会議（生徒に関する情報交換） ・研修（県いじめ防止基本方針） 	<ul style="list-style-type: none"> ・HR活動（基本方針） ・全校合同HR活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA本部役員会 ・PTA総会 ・学校いじめ防止基本計画公開（ホームページ）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修（人権・同和教育） ・進路研究会 	<ul style="list-style-type: none"> ・遠足 ・進路面談週間 ・生徒総会、家庭クラブ総会 ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問 ・PTA・職員校内作業 ・学校保健安全委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート結果の検討 ・研修（特別支援） ・相互授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート ・人権・同和教育HR活動 ・人権・同和教育映画 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観週間
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習の時間（体験活動） ・グループマッチ ・全校集会（人権委員会発表） ・非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・トライアスロン中島大会ボランティア活動 ・奉仕活動 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・会議（生徒に関する情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会 ・交流学習（松山盲学校） ・生徒総会 ・人権ポスター掲示 ・総合的な学習の時間（体験活動） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート結果の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行（2年） ・いじめアンケート 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・相互授業参観 ・進路研究会 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭 ・進路面談週間 ・人権・同和教育HR活動 ・人権・同和教育講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観週間 ・学校評価アンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修（生徒指導） 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループマッチ 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・会議（生徒に関する情報交換） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動（3年） ・人権委員会アンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会（基本方針検討） ・研修（情報モラル） ・いじめアンケート結果の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育HR活動（1・2年） ・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者評価委員会
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談会
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ発見のチェックポイント（随時確認） ・安全通学強調週間（年9週） ・人権だより（人権委員会） ・登下校指導・面談 ・出張研修報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権委員会による啓発活動 ・芝生作業（年10回程度） ・スクールライフアドバイザーによる教育相談（原則毎週木曜日） ・各種ボランティア（VYS・生徒会） ・朝のあいさつ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより「赤嵐・青涛」

注意しておきたい生徒のサインです。気になる生徒はいませんか。

<登校時>

- 自分からあいさつをしない、他の生徒からの言葉がけもほとんど見られない。
- 元気がなく、表情もさえない。
- 急に遅刻・欠席するようになる。

<授業・学級生活>

- 体調不良を訴え、トイレや保健室に行くようになる。
- 発言すると周囲の生徒の冷やかす言動やジェスチャー、雰囲気がある。
- 失敗するとこの時とばかり嘲笑されることがある。
- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学習意欲が感じられず、成績も下がりだしている。
- 課題（宿題）などの忘れ物が多くなる。
- ふざけ半分ともとれる雰囲気、係や委員に選ばれる。
- グループ活動で、一人だけはずれている。
- ※一人だけ授業に遅れてくることがある。
- ※授業中、ふざけた質問をするなど、不真面目な態度が気になる。
- ※未完成の作品や白紙でテストを出している。

<休憩時>

- 用もないのに保健室によく来る。
- 他の生徒といる時に、おどおどした様子が感じられる。
- ふざけていてケガをしたと言って、保健室で処置している。
- 他の生徒との遊びやふざけの中で、笑わる、命令される、嫌な役をしている。
- ひどいあだ名で呼ばれている。
- ※他の生徒の物をよく運んでいる。お使いをしている。

<昼食時>

- いつも一人で弁当を食べている。
- 弁当を誰かに食べられたことがある。
- 他の班員と机を少し離して給食を食べている。
- 給食の食べ物にいたずらされる。（盛り付け、配膳等で他の生徒と差をつける）
- ※ジャンケンに負けたからと、他の生徒のパンや飲み物を買に行っている。

<清掃時>

- 暗い表情で、一人離れて掃除をしている。
- ※広い範囲を一人で掃除していたり、片付けを一人でしていたりする。

<その他>

- 急にアルバイトを始める。アルバイトを増やしている。
- 部活動を休み始めたり、やめたいと言いだしたりする。
- 衣服に靴跡が見られた。汚れていることがある。
- 持ち物や体育館シューズ、カサ等がなくなる。隠されることがある。
- カッターナイフなど持ち歩いている。
- 友人間で金銭の貸し借りをしている。
- 友達に「死にたい」「学校へきたくない」と漏らしている。
- ※先生から注意を受ける異装で登校する。髪を染めたり異なる形にしたりする。
- ※大金を持っている。高価な物を学校に持ってきたことがある。
- ※校則違反や万引で捕まる。
- ※放課後、用もないのに、学校内に残っている。

※印・・・無理にやらされている可能性のあるもの

「子どもの様子がおかしい」と感じたら、慎重に確認してください。

<言動、態度、情緒>

- 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。
- 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。
- 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。
- 表情が暗くなり、おどおどしてくる。
- 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。
- 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。
- いじめられている友人の話をするようになる。
- 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。
- 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。
- 家族の前では携帯電話に出なくなる。隠れてコソコソ電話をかける。
- 携帯電話を急に使わなくなる。
- 電話のベルに怯える様子が見られる。
- 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールがたびたび届く。
- 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。
- 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。
- 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。
- 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。
- 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。

<服装、身体>

- 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。
- 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。
- 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。
- 朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。
- 急に髪の色や髪型が変わった。
- 眠れないと言う、睡眠不足のように見える。
- 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少が伺える。

<持ち物、金品>

- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。
- 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。
- 家族のお金や品物が無くなる。
- 自分の貯金をこっそり使っている。
- 自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

<その他>

- 親が留守の時に、友達がよく来るようになる。
- 今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- 誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。

(愛媛県教育委員会人権教育課 教職員用資料より)